

☆複写用紙のためダウンロードしての利用はできません。

〔記入例〕

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

金融機関提出用(1枚目)

記入不要 銀行・信用金庫・労働金庫 御中
信用組合・農協・漁協

記入日(西暦) 9999年 99月 99日

収納代行会社名 明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)

団体名 日揮健康保険組合
委託者番号 9190004399

適用振替年月日 年 月 日
顧客番号(左づめ)

こちらにご記入ください
カナ名も含め必ずご記入ください

※振替(払込)日は、12日または27日(当日が休業日の場合は翌営業日) 下記項目は、預・貯金通帳等をご確認のうえ正確にご記入ください

指定	横浜	銀行 労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	上大岡	本店 出張所	金融機関番号	店舗番号	預金種目	口座番号(右づめで記入)
口	ゆうちょ銀行		種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番号(右づめで記入)		
座	00140-5-120363		1	6	6	3	0	1
	払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名		明治安田システム・テクノロジー株式会社	払込金の種別	集金	30
	カナ預・貯金者名	ニッキ タロウ						
	口座名義人(預・貯金者名)	日揮太郎		金融機関お届け印		日揮		
			(法人名の場合は金融機関お届けの肩書・代表者名もご記入ください。)		※ゆうちょ銀行は除く			

お客様名	カナ	ニッキ タロウ
	漢字	日揮太郎
	電話番号	999-999-9999

・赤点線で囲った太枠内を記入してください。
・訂正がある場合は、訂正箇所金融機関お届け印で訂正印を押印してください。

契約者および預金者は、明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)を収納代行会社として、裏面の預金口座振替規定および「口座振替・自動振込のしおり」に記載の「個人情報取扱いについて」に同意のうえ、口座振替を依頼します。

〈お願い〉この預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。
(〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階)

不備返却事由			
1 預金取引なし	3 印鑑相違		
2 記載事項等相違	4 その他事由		
ア. 店名			
イ. 預金種目			
ウ. 口座番号			
エ. 口座名義			
(備考)			

検印	受付印
印鑑照合	取扱店日附印

H000000 2012.2.4×200,000

お届け印をご確認のうえ1・2枚目に鮮明にご捺印ください(4カ所)

保険料の納付方法で【月払】を選択された方(【前納払】を選択された方は不要となります。)

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」記入要領

1. 依頼書作成時の注意

- 依頼書は複写用紙(3枚1組)です。上記「記入例」を参照し、赤点線内を記入してください。
- 「金融機関お届け印」は、1枚目・2枚目とも各2カ所に印影が鮮明になるように捺印してください。印影が確認できない場合、再度提出していただきます。
- 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の指定口座には、「特例退職被保険者資格取得申請書の4. 給付金等受領口座」と同じ口座を記入してください。
- ゆうちょ銀行は対応不可のため、それ以外の金融機関を記入してください。

2. 依頼書の提出日と自動振替による引落日

- 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、被保険者 ⇒ 当組合 ⇒ 保険料徴収業者 ⇒ 被保険者の届出金融機関の順に送付されるため、自動振替による引落日開始までに1ヵ月半の日数がかかります。よって、自動振替開始月は、加入日より1~2ヵ月後となります。
- 加入月から自動振替開始月までの保険料は、組合より所定の「保険料納付書」を送付しますので、必ず「保険料納付書」を使用して金融機関機関窓口にてお振込み願います。金融機関・コンビニ等のATM/インターネットバンキングは使用しないでください。
- 保険料は該当月分を当月10日までに納めていただくことになっておりますが、口座引落しの事務処理を保険料徴収業者に委託しているため、前月27日(27日が土日祝日の場合は、27日以降、最初に到来する営業日)に口座から引落し、保険料徴収業者を経由して6営業日後に当組合へ収納されます。

3. その他

- 自動振替にかかる手数料は、当組合が負担します。
- 原則として毎年1月下旬に、確定申告に使用できる「保険料納付証明書」を当組合で発行しご送付します。
- 「月払」から「前納払」へ保険料納付方法の変更を希望する場合は、毎年1月から2月10日までの間に組合宛に連絡してください。